

## 令和3年度北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付者選考基準

(令和3年4月2日教育長決定)

### 1 貸付の対象者

- (1) 働きながら北海道内の公立高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒で、次の①及び②に該当する者
  - ① 経常的収入を得る職業に就いている者
    - ア 賃金、給料、報酬、手当、賞与等名称のいかんを問わず、一定の労務提供に対する対価としての収入を将来にわたり継続的に得ることを目的として特定の仕事に就いている者（自家自営業を含む。）
    - イ 雇用形態が正職員ではなく、アルバイト従事の者であっても、就労の意志を有し、上記アの目的に沿って継続して就労している者
    - ウ 離職し求職中の者で、労働の意志及び能力を有し、雇用保険法に基づく失業認定を受けている者
    - エ 家業従事者の場合は、所得税法上の専従者控除を受けている者
  - ② 経済的理由により修学困難な者で年間の収入（見込）額がそれぞれ別表の区分に該当するものであること。
- (2) その他  
通信制課程及び学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校（単位制高等学校）における定時制課程の生徒については、生徒が在籍する高等学校において定められた卒業までに修得させる教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びそれらの授業時数を、4年以内で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であって年間18単位以上の単位数を履修している者であること。

### 2 令和3年度の貸付金額等

- (1) 貸付期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。  
ただし、貸付年数は、通算して4か年以内とする。
- (2) 貸付金額  
・各学年～月額14,000円×12か月＝168,000円以内
- (3) 貸付利子  
無利子とする。（保証人2名を必要とする。）
- (4) 貸付申請  
貸付希望者は、別添申請書に必要な証明書類を添付し（別表参照）、学校長を経由のうえ、北海道教育庁学校教育局高校教育課あて提出する。

### 3 貸付者の選考等

- (1) 予算の範囲内で貸付けるものとする。
- (2) 貸付者は、別途選考委員会を設置し選考する。
- (3) 貸付者の貸与期間は、原則、選考委員会が決定した月の初日から、貸付者が申請した月の末日までとする。
- (4) その他、選考基準に定めのない事項については、北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例、公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則による。

#### 4 貸付の取消及び停止

(1) 貸付の取消

貸付対象者として要件を欠いた場合（退学等）、学資金の目的を達成する見込みがないと認められた場合は、貸付を取り消すものとする。

(2) 貸付の停止

次のいずれかの場合は、貸付を停止する。

- ① 貸付を受けている者が、休学し、又は長期にわたって学習を中断した場合
- ② 定時制課程の生徒で、貸付を受けている者が進級できなかったため同一学年を重ねて履修する場合（ただし、前年度以前の同一学年で貸付を受けなかった期間を除く。）
- ③ 通信制課程及び単位制高等学校における定時制の課程の生徒で貸付を受けている者にあつては、入学後における教科・科目の単位数の習得状況が、当該生徒の在籍する高等学校において定められた卒業までに修得させる教科・科目の単位数を、原則として4年以内で習得し卒業までに至ると認められなくなった場合

#### 5 貸付金の返還

(1) 時期

貸付取消（退学等）の日の属する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後、返還を開始する。

(2) 期間

貸付を受けた期間に相当する期間内で返還する。

(3) 返還方法

月賦、半年賦、全額一括のいずれかとする。

(4) 借用証書

貸付が取消になった者は、速やかに借用証書を提出する。

保証人2名は、独立の生計を営む成年者のうち、保証能力を有する者であつて、貸付を受けた者と連帯して債務を負担する者である。

(5) 返還金の免除

高等学校の全課程を終了した場合は、返還債務を免除する。

別表

1 収入制限額の概要について

区 分	収 入 制 限 額
<p><b>独立生計を営む生徒の場合</b>            生徒の収入が38万円（給与の年間収入額に換算すると103万円）を越え、所得税法上、他の者の扶養とならない場合</p>	<p>その生徒の年間収入額が279万円以下であれば貸付の対象となる。</p>
<p><b>当該生徒を扶養親族としている者がいる場合</b>            生徒の収入が38万円（給与の年間収入額に換算すると103万円）以下で所得税法上、他の者の扶養となる場合</p>	<p>その生徒を扶養親族とする者の年間収入額が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下であれば貸付対象となる。</p>
<p><b>扶養親族を有する生徒の場合</b></p>	<p>その生徒の年間収入額が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下であれば貸付対象となる。</p>

注) 年間収入額 → 給与所得の場合は給与所得控除前の額  
 事業所得の場合は必要経費控除前の額

所得額 → 給与所得の場合は給与所得控除後の額  
 事業所得の場合は必要経費控除後の額

## 2 貸付希望者が提出する申請書及び必要な証明書類

### 1 新規貸付者

- (1) 公立高等学校定時制課程通信制課程生徒学資金貸付申請書（別記第1号様式）
- (2) 推薦書（別記第2号様式）
- (3) 就職証明書（別記第3号様式）
- (4) 委任状
- (5) 必要な証明書類
  - ア 給与所得者
    - (ア) 令和3年1月～12月分課税対象所得見込金額算出調書（別紙様式1）  
※主たる生計者が保護者の場合には、生徒分は不要
    - (イ) 令和2年分給与（年金）所得の源泉徴収票の写し  
※やむを得ず提出できない場合には、次の書類が必要
      - (a) 生徒の場合
        - ・給与支払証明書（令和2年1月～令和2年12月分）又は給与明細書の写し
      - (b) 保護者の場合
        - ・市町村民税の課税証明書（令和3年度・令和2年分）又は個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し）
        - ・給与支払証明書（令和2年1月～令和2年12月分）又は給与明細書の写し
  - イ 事業所得者
    - (ア) 令和2年1月～12月分課税対象所得見込金額算出調書（別紙様式2）
    - (イ) 令和2年分所得に係る確定申告書の写し  
※やむを得ず提出できない場合には、次の書類が必要
      - ・市町村民税の課税証明書（令和3年度・令和2年分）又は個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し）

### 2 継続貸付者

- (1) 公立高等学校定時制課程通信制課程生徒学資金貸付申請書（別記第5号様式の2）
- (2) 就職証明書（別記第3号様式）
- (3) 委任状
- (4) 必要な証明書類
  - ア 給与所得者
    - (ア) 令和3年1月～12月分課税対象所得見込金額算出調書（別紙様式1）  
※主たる生計者が保護者の場合には、生徒分は不要
    - (イ) 令和2年分給与所得の源泉徴収票の写し  
※やむを得ず提出できない場合には、次の書類が必要
      - (a) 生徒の場合
        - ・給与支払証明書（令和2年1月～令和3年12月分）又は給与明細書の写し
      - (b) 保護者の場合
        - ・市町村民税の課税証明書（令和3年度・令和2年分）又は個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し）
        - ・給与支払証明書（令和2年1月～令和2年12月分）又は給与明細書の写し
    - (ウ) 給与支払証明書（令和2年4月～令和3年3月分）【生徒分のみ】
  - イ 事業所得者
    - (ア) 令和3年1月～12月分課税対象所得見込金額算出調書（別紙様式2）
    - (イ) 令和2年分所得に係る確定申告書の写し  
※やむを得ず提出できない場合には、次の書類が必要
      - ・市町村民税の課税証明書（令和3年度・令和2年分）又は個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し）